

のき
議う
平成21年
上島町議会
第3回臨時会

本臨時会は7月27日に招集され、次の議案が審議されました。

補正予算議案

■平成21年度上島町一般会計補正予算及び特別会計（2会計）、企業会計（1会計）補正予算（全4議案）

●一般会計

【補正額】 6億9900万円

【総額】 71億4380万円

●特別会計（2議案）

農業集落排水事業	補正額	総額
1320万円	1320万円	9520万円
特別養護老人ホーム	補正額	総額
1900万円	1900万円	3億1620万円

●上水道事業会計

【補正額】 2330万円

【総額】

（収入） 2億2330万円
（支出） 2億1130万円

— 原案可決 —

その他議案

■物品売買の締結について

●I-P告知端末機購入事業

【契約方法】 指名競争入札

【契約金額】 1億5960万円

【契約の相手方】

松山市余戸中1丁目1番地の23号

三徳電気株式会社

代表取締役 三井新太郎

— 可 決 —

日弁連創立60周年記念

無料法律相談

法的な相談であれば、何でも結構です。弁護士が、対処の方法や正しい法律知識を提供し適切なアドバイスを行いますのでお気軽にご相談ください。

■日時 9月10日（木）

午前10時～午後4時

■場所 愛媛弁護士会館

松山市三番町4丁目8-8

TEL 089-941-6279

■内容 弁護士が面談相談に応じます。

ます。

（予約制とし、先着24名）

《予約先》愛媛弁護士会

TEL 089-941-6279

■相談料 無料

■主催 愛媛弁護士会

■後援 日本弁護士連合会

戦没者等のご遺族の皆様へ

第九回特別弔慰金が支給されます

（主な支給対象者）

平成17年4月1日から平成21年3月31日の間において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受け方（戦没者等の妻や父母等）が亡くなるなどしたことにより、平成21年4月1日において前記年金給付の受給権者がいない場合、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 平成21年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
戦没者等と生計関係を有していた方のうち平成21年4月1日において婚姻していたとしても氏が変わっていない方又は同日において遺族以外の方と養子縁組していない方に限ります。
4. 前記3以外の戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
戦没者と生計関係を有していない方や戦没者等と生計関係を有していたが前記3に該当しない方。
5. 前記1から4以外の戦没者等の三親等内の親族
（戦没者の死亡まで引き続く1年以上の生計関係を有していた方に限ります。）

【支給内容】 額面24万円、6年償還の記名国債

【請求期日】 平成24年4月2日まで

【請求窓口】

上島町役場弓削総合支所住民課

TEL 77-2500

生名総合支所住民課

TEL 76-3000

岩城総合支所住民課

TEL 75-2500

魚島総合支所住民課

TEL 78-0011

